

事務連絡
平成30年9月12日

北海道内の

道教育委員会施設主管課
道教育委員会学校健康教育主管課
指定都市教育委員会施設主管課
指定都市教育委員会学校健康教育主管課
私立学校主管課 御中
附属学校を置く国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省
大臣官房文教施設企画部施設企画課
初等中等教育局健康教育・食育課

「平成30年北海道胆振東部地震」により被災した学校を再開する際の留意点について（依頼）

平成30年北海道胆振東部地震においては、今なお余震等が続いており予断を許さない状況にあることから、特に緊急の移動が必要となる場合を除き、避難住民が、次の住まいに確実に移ることができるようになるまでの間、学校施設等の現在の避難施設での避難が維持できるよう、引き続き最大限の対応をお願いいたします。

その際、それら避難施設として使用されている学校施設等の安全性の確保についても、可能な限りの配慮をお願いいたします。

現在、多くの学校等が再開しつつありますが、学校再開の際は、以下の点にご配慮いただきますよう、お願いいたします。

また、教育委員会施設主管課、教育委員会学校健康教育主管課、私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。）及び所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、本件について周知くださるよう併せてお願いいたします。

- 1 学校の再開にあたっては、応急危険度判定などにより、校舎や屋内運動場等の学校施設等における安全性を確認するとともに、がれきや破片等の除去や立ち入り禁止の措置など当面必要となる応急復旧等を行い、児童生徒等の安全に万全を期すこと。
- 2 従来の学校施設等ではなく周辺の公共施設等を間借りして授業を再開する場合は、上記1の学校再開にあたっての学校施設等の安全性の確保と同様、必要な安全性の確保に努めること。

3 道路の損壊等の危険個所を把握し、必要に応じて通学路の変更を検討すること。また、視覚や聴覚に障害のある児童生徒等に対する確実な情報伝達等の対応も含め、児童生徒等の安全確保について十分配慮すること。

4 学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）及び学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に基づき、日常の学校環境衛生管理及び学校給食衛生管理に努め、必要に応じて臨時の衛生検査を行うなど、被災した学校等の適切な衛生状態が確保されるよう配慮すること。

学校給食を再開するに当たっては、施設設備の洗浄及び消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意するとともに、調理従事者の健康管理にも留意すること。特に、被害のあった施設、炊き出しへの協力などのため調理従事者以外が使用した施設においては、十分留意すること。

また、被災児童生徒を受け入れている場合及び自校以外の被災した学校に学校給食を提供する場合においては、食物アレルギー等を有する児童生徒について十分留意の上対応すること。

さらに、被災児童生徒の学校給食費について、必要に応じ、猶予措置等の特段の配慮をいただきたいこと。

【本件照会先】

（1及び2に関すること）

大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室防災推進係

Tel 03-5253-4111（内線 2235） Fax 03-6734-3689

e-mail bousai@mext.go.jp

（3及び4に関すること）

初等中等教育局健康教育・食育課企画調整係

Tel 03-5253-4111（内線 4950） Fax 03-6734-3794

e-mail kenshoku@mext.go.jp